

川崎市環境総合研究所有識者懇談会開催運営等要綱

制定 平成29年6月13日(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市環境総合研究所有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 懇談会は、環境総合研究所（以下「研究所」という。）の事業を円滑かつ効率的に推進するため、次に掲げる事項について委員に意見を求める。

- (1) 研究所の企画運営に関すること。
- (2) 研究所の各事業の計画及び成果等に関すること。
- (3) その他環境施策及び事業の推進に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者4名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他専門的な知識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者の出席)

第5条 懇談会が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、環境局環境総合研究所事業推進担当において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。